

令和4年度 第3回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

令和5年度保険料率について (都道府県単位の保険料率)

保険料率決定までの流れ (運営委員会・評議会スケジュール)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本部 運営委員会	9/14		11/24 インセンティブ制度: R3 年度実績の評価方法	12/16 12/21	1/30	(2/20) 予備日	3/23
支部 評議会		平均保険料率			都道府県単位 保険料率		保険料率の広報等
国						保険料率の 認可等	

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要

意見の提出なし	0支部 (2支部)	※ () 内は昨年の支部数
意見の提出あり	47支部 (45支部)	
① 平均保険料10%を維持するべきという支部	<u>39支部</u> (31支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部 (10支部)	
③ 引き下げるべきという支部	1支部 (4支部)	

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

【岐阜支部の個別意見】

- ・10%維持が現実的ではあるが、保健事業等で加入者や事業所が恩恵を受けられるようなことを考えてほしい。
- ・社会保障の制度は信頼が大切であり、中長期的に制度を維持していくためには、10%が妥当な数字だと考える。
- ・10%維持でなんとか10年先まで準備金は確保できるということであるが、その先の不安が大きい。
- ・単年度収支が原則というのであれば、本来黒字が出れば保険料率を下げるべきだと思うが、中長期的に医療費の増加や後期高齢者支援金の増加などの懸念を考えると10%維持という結論にしかならない。未来に向かってかなり懸念事項の残った現状維持と考える。

令5年度都道府県単位保険料率のポイント

- ・ 全国平均保険料率は10%に維持
- ・ 保険料率に反映するインセンティブ分の加算は0.01%
- ・ 4月納付分（3月分）の保険料より変更

参考：都道府県単位保険料率の算出方法

所得調整・年齢調整

保険料率は各支部の医療費を賄うために必要な料率（第1号保険料率：各支部毎に設定）と、現金給付費、高齢者医療制度への拠出金などに必要な料率（第2号保険料率：全国共通）、業務経費などに必要な料率（第3号保険料率：全国共通）で構成されます。全国一律ではなく都道府県毎に保険料率を設定する目的は、「医療費の地域差」を反映させることにありますが、「所得水準の違い（所得調整）」、「年齢構成の違い（年齢調整）」については各支部間で財政調整を行います。

インセンティブ制度

平成30年度から導入された制度で、協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定し、「健診受診率」「ジェネリック医薬品使用割合」等の5つの評価指標について、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価します。成績の上位23支部については得点数に応じた報奨金を付与して、2年後の保険料率を引き下げます。

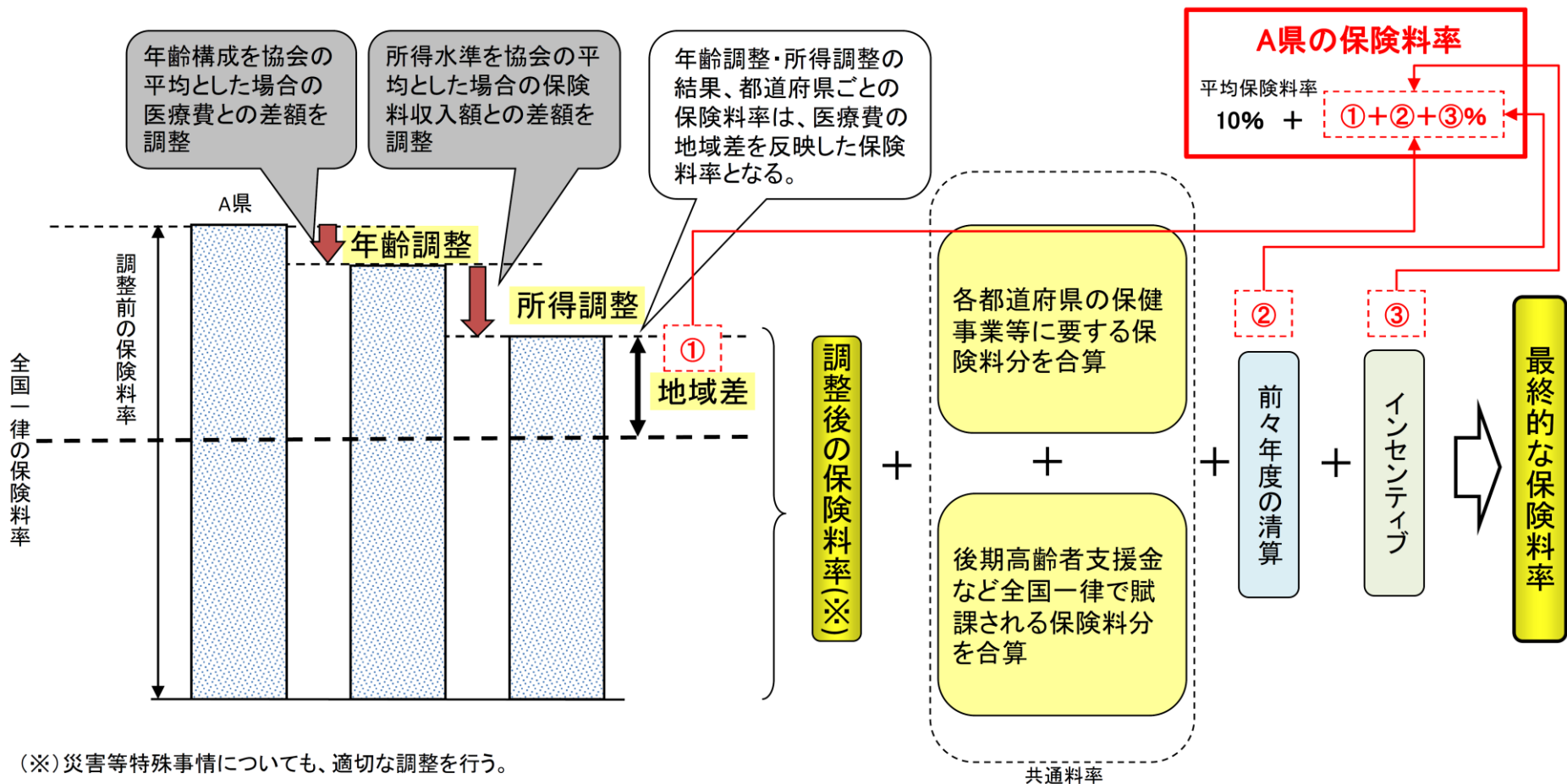
収支差の精算

保険料率を算出する際に使用する「総報酬額」「加入者数」「総医療給付費」などは、過去の実績を考慮し算出した「見込み」を使用します。このため決算により発生した収支差を2年後の保険料率で精算します。（令和5年度保険料率は令和3年度保険料率の収支差を精算します。）

都道府県単位保険料率の設定イメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

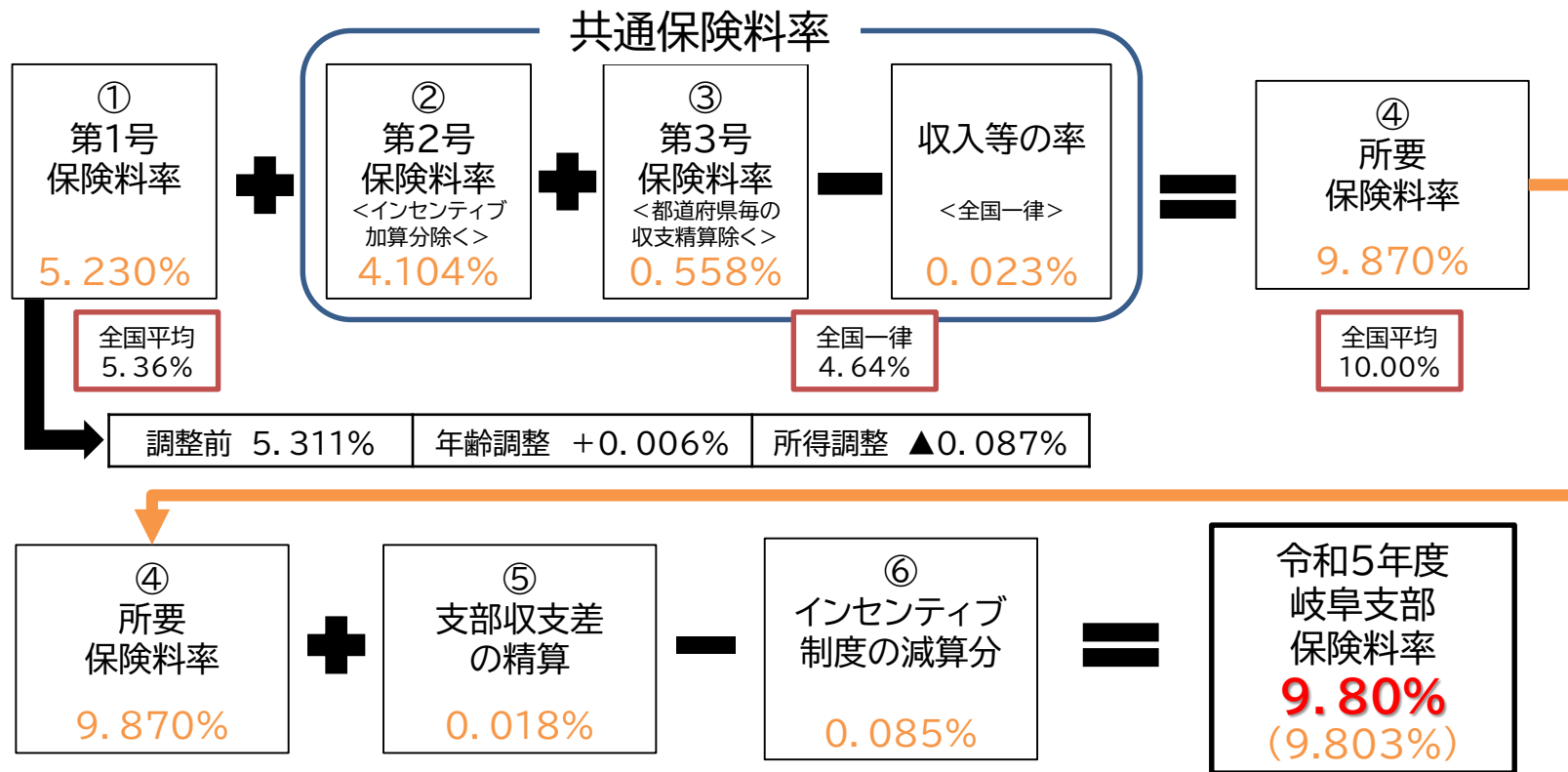
都道府県単位保険料率(平成20年10月から):年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



(※)災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

令和5年度岐阜支部保険料率

■料率の見込み

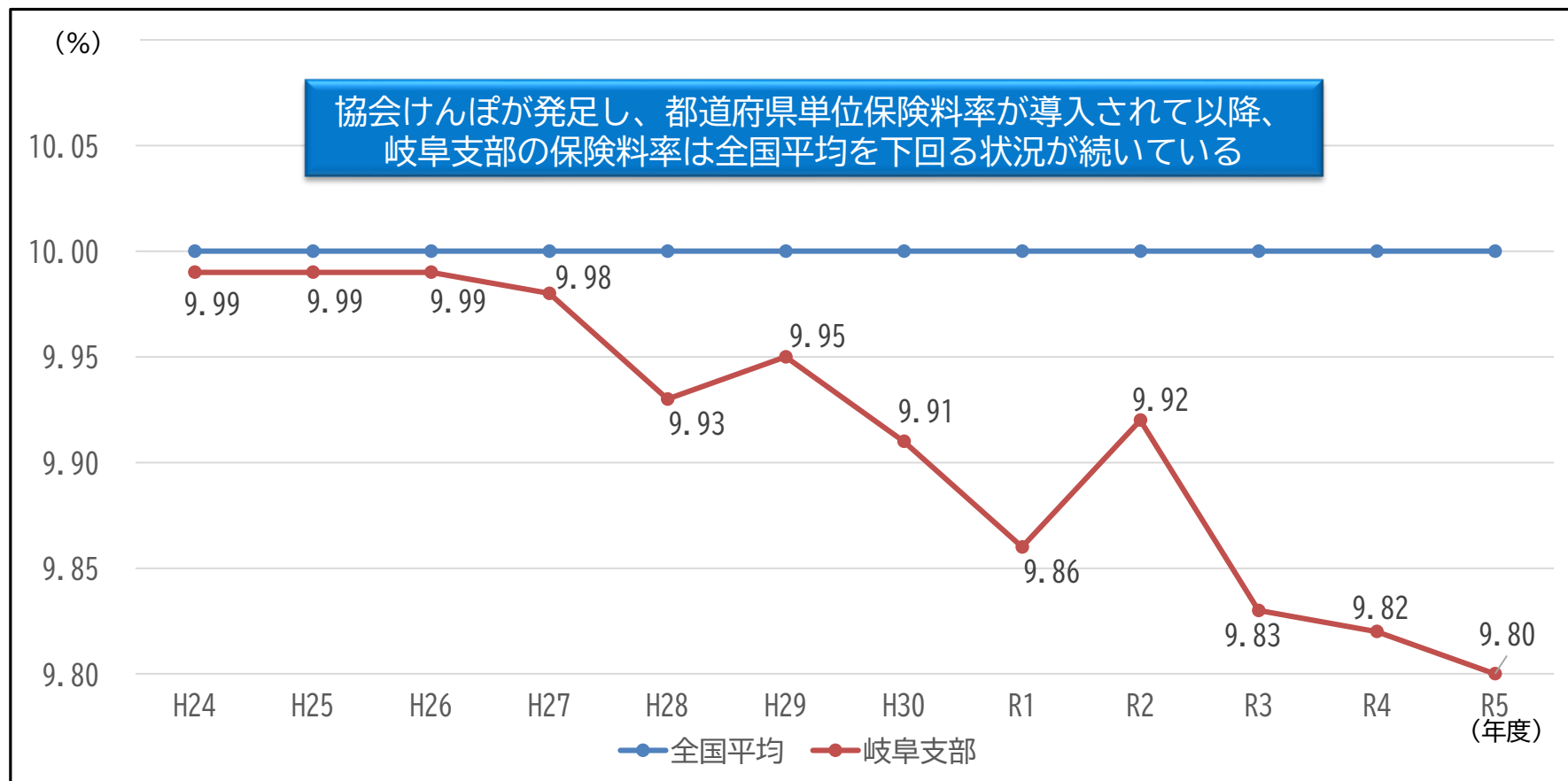


- ① 第1号保険料率 .. 支部の医療費を賄うために必要な保険料率
- ② 第2号保険料率 .. 高齢者医療制度への拠出金、現金給付費等
- ③ 第3号保険料率 .. 業務・一般経費、準備金積み立て等
- 収入等の率 .. 協会の雑収入等の見込みに係る保険料率

これまでの健康保険料率の推移

平均保険料率が10%となった平成24年度以降

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
岐阜支部	9.99	9.99	9.99	9.98	9.93	9.95	9.91	9.86	9.92	9.83	9.82	9.80
全国平均	10.00											



令和4年度の都道府県単位保険料率一覧

全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の11.00%、最低は新潟県の9.51%である。

北海道	10.39%	石川県	9.89%	岡山県	10.25%
青森県	10.03%	福井県	9.96%	広島県	10.09%
岩手県	9.91%	山梨県	9.66%	山口県	10.15%
宮城県	10.18%	長野県	9.67%	徳島県	10.43%
秋田県	10.27%	岐阜県	9.82%	香川県	10.34%
山形県	9.99%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.26%
福島県	9.65%	愛知県	9.93%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.91%	福岡県	10.21%
栃木県	9.90%	滋賀県	9.83%	佐賀県	11.00%
群馬県	9.73%	京都府	9.95%	長崎県	10.47%
埼玉県	9.71%	大阪府	10.22%	熊本県	10.45%
千葉県	9.76%	兵庫県	10.13%	大分県	10.52%
東京都	9.81%	奈良県	9.96%	宮崎県	10.14%
神奈川県	9.85%	和歌山県	10.18%	鹿児島県	10.65%
新潟県	9.51%	鳥取県	9.94%	沖縄県	10.09%
富山県	9.61%	島根県	10.35%		

令和5年度介護保険料率

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	納付金対前年度比 ⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度協会けんぽの収支見込(介護分)について

※ 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう算出 **> 1.82%**

(令和4年度末に見込まれる不足分=準備金残高▲217億円も含めて均衡するよう算出)

※ 介護納付金については、前々年度(令和3年度)に納付した分のうち、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額(▲1,373億円)の影響による減少要因があったものの、介護給付費の増加等により前年度比+641億円